

# 外国株式取引

# のガイド

## 本書面の構成

- 外国株式取引（米国株式の取引）について
- 上場有価証券等書面
- 外国株式等の重要事項のご説明

岡安証券株式会社

2025年 04月

# 外国株式取引（米国株式の取引）について

## 1. 米国の株式市場

「ニューヨーク証券取引所」「NASDAQ（ナスダック）」「アメリカン証券取引所」などが主な株式市場となっています。

## 2. 売買方法

米国株の取引は、「国内委託取引」「海外委託取引」および「国内店頭取引」の3種類があります。

### ① 国内委託取引

日本の金融商品取引所に上場されている米国株を売買する取引で、株価は円表示で売買の方法、手数料は日本株と同様です。

### ② 海外委託取引（※1 P 4. 海外委託取引について 図式参照）

弊社があらかじめ選定している銘柄のお客様からの売買注文を現地の証券会社に取次ぎ、米国の各金融商品取引所において売買を執行します。取引受付時間（日本時間）は11時から15時30分まで（一部銘柄を除く）となっており、この場合の国内約定日は、現地の売買執行日の翌営業日となります。受渡日は国内約定日から起算して3営業日目となり、最低買付金額は1注文につき、現地約定金額（円換算）30万円以上となっています。

### ③ 国内店頭取引（※2 P 5. 国内店頭取引について 図式参照）

弊社がお客様の売買の相手方となり、弊社があらかじめ提示する価格と為替で約定を行うもので、弊社が選定したニューヨークまたはNASDAQ（ナスダック）市場上場の米国株が対象となります。取引受付時間（日本時間）は11時から13時（一部銘柄を除く）までと14時30分から15時30分まで（一部銘柄を除く）となっており、当日が約定日となり当日中に約定代金が確定されます。受渡日は約定日から起算して3営業日目となり、最低買付金額は1注文につき、現地約定金額（円換算）30万円以上となっています。なお、市況の急変、その他の諸事情により取引受付を停止する場合がありますので、あらかじめご了承いただきますようお願い致します。

詳細につきましては、（※3 P 6～P 7. 「投資者の皆様へ 外国証券の国内店頭取引について」をご参考ください。

## 3. 配当等について

配当を実施している米国企業は、一般的に四半期配当制度を採用しているところが多く、その場合は、約3ヶ月ごとに1回配当を受取ることができます。

### 《配当までの流れ》

- ・国内委託取引の場合：株式事務取扱銀行を通じてお客様に円貨で支払われます。
- ・海外委託取引および国内店頭取引の場合：弊社が現地の保管銀行・取次業者を通じて一括して受取り、円貨で支払われます。外貨での受取はできません。

(注) 米国株は、配当・株式分割等の権利確定日が銘柄ごとに異なります。そのため、決算期をまたいで保有していた場合でも、配当・株式分割等の権利を必ずしも得られるとは限りませんのでご注意ください。

#### 4. 決済方法

海外委託取引、国内店頭取引におけるお客様との受渡代金の決済には、「円貨決済」と「外貨決済」の2通りがあります。買付時に外貨をお持ちでないお客様は「円貨決済」になります。

一方、約定代金の全額、もしくはその一部に相当する外貨をお持ちの場合は、原則「外貨決済」となります。円貨決済を行う場合および外貨決済の一部不足金額に対する為替レートは、弊社が定めた「基準レート」に加減したレートになります。

##### 《基準レート》

米ドル：三菱東京UFJ銀行が約定日の10時に提示するTTM（仲値）。

国内店頭取引の場合は10時と14時（13時45分頃のレートをもとに変更します）。

なお、1円以上変動の際はその都度、変更する場合があります。

##### 《適用為替レート》

米ドル：買付は基準レート+50銭、売付は基準レート-50銭。

##### 《株券の保管》

お買付けいただいた株券等は、取次業者を通じて分別管理で現地保管銀行に保護預りとなります。本券を引き出したり、本券を弊社の店頭に持ち込むことはできません。

#### 5. 受渡代金・手数料等

##### ① 海外委託取引（※1 P4. 海外委託取引について 図式参照）

海外委託取引に際しては、「現地手数料」と「弊社国内手数料」の両方がかかります。

手数料以外に、各取引所との決済関係等に伴う「現地諸費用」も別途かかりますので、あらかじめご了承ください。

海外委託取引（米国市場）の受渡金額までの計算手順

##### 円決済 <買付>

現地約定金額 約定単価 × 株数

現地精算金額 現地約定金額 + 現地手数料

円貨約定金額 現地精算金額 × 国内約定日の適用為替レート

円貨受渡金額 円貨約定金額 + 弊社国内手数料

##### 円決済 <売付>

現地約定金額 約定単価×株数

現地精算金額 現地約定金額 - 現地手数料-SEC手数料

円貨約定金額 現地精算金額 × 国内約定日の適用為替レート

円貨受渡金額 円貨約定金額 - 弊社国内手数料

## 外貨決済 <買付>

現地約定金額 約定単価 × 株数

現地精算金額 現地約定金額 × 現地手数料

円貨約定金額（手数料対象額） 現地精算金額 × 国内約定日の為替レート（仲値）

外貨受渡金額

(手数料対象額 + 弊社国内手数料) ÷ 国内約定日の為替レート（仲値）

## 外貨決済 <売付>

現地約定金額 約定単価×株数

現地精算金額 現地約定金額 - 現地手数料 - SEC手数料

円貨約定金額（手数料対象額） 現地精算金額×国内約定日の為替レート（仲値）

外貨受渡金額

(手数料対象額 - 弊社国内手数料) ÷ 国内約定日の為替レート（仲値）

(弊社国内手数料)「外国株券（委託）取次手数料」を指します。消費税込み。

(現地手数料率) 現在は0%であり、頂いておりません。変更する可能性があります。

(現地諸費用：SEC手数料) 売却時の現地取引税はありませんがSEC手数料として

売却時外貨約定金額に一定料率を乗じた額が必要となります。(定期的に見直され変更される可能性があります)

※「外国株券取次手数料」の詳細につきましては、【上場有価証券等書面】P 4. をご参照ください。

## ② 国内店頭取引 (※2 P 5. 国内店頭取引について 図式参照)

国内店頭取引は、購入対価のみのお支払い、または売却対価のみのお受取りとなりますので別途の手数料は必要ありません。当社が提示する取引価格は原則、現地金融商品取引所の終値（時間外取引が市場終値より一定水準乖離した場合は、その乖離率を勘案した価格とする）を基準に2.5%相当額を加減した価格としています。

詳細につきましては、(※3 P 6. 「投資者の皆様へ 外国証券の国内店頭取引について」をご参照ください。

## 6. ご注文に際しての注意点

売却の場合、海外委託取引はお預り数量の範囲内、国内店頭取引はお預り数量の範囲内且つ銘柄ごと売買単位の整数倍になります。

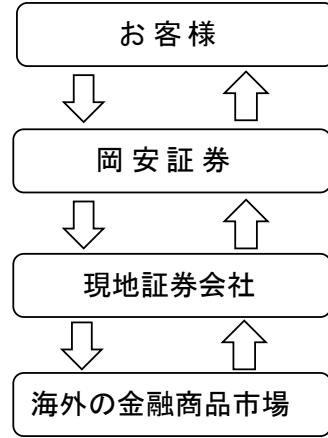
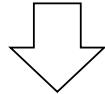
## 7. リスクについて

価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、流動性リスク、カントリーリスク等があり、  
詳細は、(※3 P 7. 「投資者の皆様へ 外国証券の国内店頭取引について」、および【外国株式等の重要事項のご説明】P 1. をご参照ください。

<海外委託取引について>

(1) 海外委託取引とは？

お客様の注文を海外の市場に取次ぐ委託取引です。



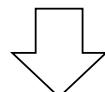
(2) 注文は？

弊社があらかじめ選定している銘柄でお客様の希望する銘柄、株数、売り買いの別、価格などを弊社に指示。価格は指値、成行が可能です。

指 値

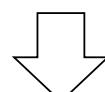
または

成 行



(3) 手数料は？

手数料は「現地委託手数料等」と「国内取次手数料」がかかります。詳しくは「外国株式取引(米国株式の取引)について」の2ページ目「5. 受渡代金 手数料等」及び本冊子内にございます「上場有価証券等書面」の4ページ目「外国株券(委託)取次手数料」等をご参照下さい。



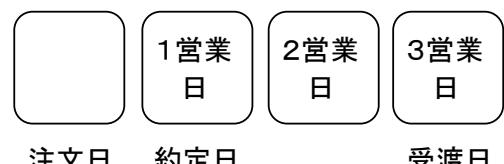
現地手数料等  
(売却の場合は、SEC  
手数料が必要)

と

外国株券(委託)  
取次手数料

(4) その他に注意することは？

外国取引の場合、海外での約定を当社が確認した日、つまり、注文日の翌営業日がお客様の約定日になります。受渡日は約定日から起算して3営業日目です。また、為替は約定日に弊社が提示する「適用為替レート」になります。



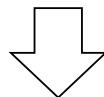
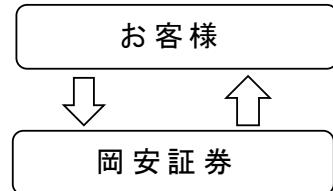
注文日 約定日 受渡日

◇営業日は、国内カレンダー通りになります。

<国内店頭取引について>

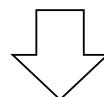
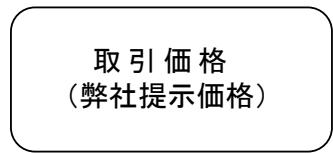
(1) 国内店頭取引とは？

弊社が取引の相手方となり、独自に選定した銘柄の相対(あいたい)取引です。



(2) 注文は？

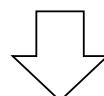
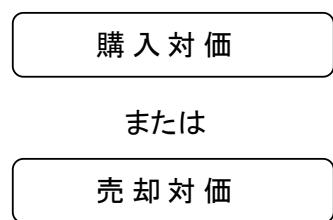
現地の金融商品取引所の直近の終値(時間外取引が市場終値より一定水準乖離した場合は、その乖離率を勘案した価格とする)を基準に、弊社が独自に提示する価格で取引をします。お客様のご希望(銘柄、株数、価格など)に弊社が応じ得る場合に取引が成立します。



(3) 手数料は？

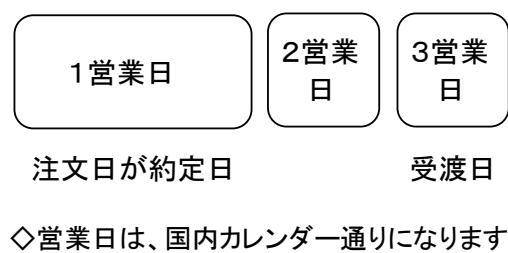
取引価格に取引の実行に必要なコストが含まれているため、別途の手数料は必要ありません。お客様は購入対価のお支払い、または、売却対価のお受取りとなります。

※ 弊社が提示する取引価格は、上記(2)に記載の価格を基準に、2.5%相当額を加減した価格としています。



(4) その他に注意することは？

国内店頭取引は銘柄・価格・数量が限定されていますので、お客様のご希望にそえない場合があります。お客様の約定日は、注文日当日となります。受渡日は、約定日から起算して3営業日目です。また、為替は約定日に弊社が提示する「適用為替レート」になります。



※3

投資者の皆様へ

## 外国証券の国内店頭取引について

岡安証券株式会社

当社とお客様との間における外国証券（外国株券、クローズド・エンド型の外国投資証券、外国株券に係る権利を表示する外国預託証券及び外国債券をいいます。）の国内店頭取引については、以下の点を十分ご理解のうえ取引されるようお願ひいたします。なお、このリーフレットその他外国証券投資についてご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

### 1. 取引の開始に当たって

#### （1）口座の開設

お客様が外国証券の取引を注文するためには、あらかじめ当社にお客様名義の外国証券取引口座を開設していただく必要があります。この口座開設に際して、当社では、外国証券の取引に関するお客様と当社の間での必要事項を定めた外国証券取引口座約款（以下、「約款」）をお客様に交付します。お客様はこの約款をよくご覧いただき、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨が記載された申込書を当社に提出していただきます。

#### （2）証券の保管等

お客様が当社に保管を委託する外国証券は、混合寄託契約によって当社に寄託されることになります。さらに寄託された外国証券は、お客様分として当社自己分とは口座を区分する等の方法により当社名義で当社が契約する取次業者の契約金融機関に寄託し、その国の諸法令及び慣行に従い厳正に保管されます。なお、お客様が、寄託した外国証券について売却又は保管替え等を必要とするときは、当社は所定の手続を経て処理させていただくことになります。

### 2. 国内店頭取引について

国内店頭取引は、お客様と証券会社との日本国内における相対（あいたい）取引であり、当社としては当社が合理的に算出する時価により、適正な価格で取引を行います。なお、各証券会社はそれぞれこのような方法で適正な価格による取引を行うこととしておりますので、海外の証券取引所等で売買取引を行う場合とは異なり、それぞれの証券会社によって取引価格が多少相違することがあります。また、お客様が国内店頭取引を希望されても、すべての外国証券を当社で扱っているわけではありません。さらに当社がお勧めする外国証券は、日本証券業協会の規則に基づき、当社が適格外国金融商品市場で取引が行われていると判断した外国証券や外国国債等であります。お取引が可能な銘柄かどうかについては、当社に、お問い合わせください。なお、当社が国内店頭取引によってお客様から買い付けることができる外国証券は、お客様が適法に取得された外国証券で、当社が保管の委託を受けているものに限らさせていただきます。

### 3. 取引に必要な費用

国内店頭取引で外国証券を売買するときは、取引価格に取引の実行に必要なコストが含まれているため、別途の手数料は必要ありません。

なお、外貨と円貨との換算を行う場合には、お客様が銀行等で円貨と外貨を交換されるときに適用される対顧客電信相場と同様に、外国証券の買付けの場合は売りレート（円貨から外貨）、外国証券の売付けの場合は買いレート（外貨から円貨）が適用されます。

#### 4. 外国証券投資とリスク

外国証券への投資には、他の金融商品と同様リスクが伴います。国内の株式や債券に投資する場合と同様に価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがありますが、さらに外国証券投資では、為替リスクやカントリーリスクにも注意を払わなければなりません。お客様の資金の性格に照らして、どれだけリスクを受け入れられるかをよくお考えの上、お客様ご自身の責任と判断で投資対象を決めさせていただく必要があります。

##### (1) 価格変動リスク

外国証券を含む証券の市場価格は、流通市場における需給関係や発行体の情報そして金利動向や経済情勢等を敏感に反映し、変動します。したがって、売却時の市場価格によっては売却益ができる場合も売却損ができる場合もあります。

##### (2) 元利払いリスク（信用リスク）

外国債券を含む債券には、債券発行者が破産等の債務返済不能状態に陥った場合に、元本や利子の支払いが滞ったり、不能となることがあります。

##### (3) 流動性リスク

外国証券を含む証券は、流通市場における売却が可能とされていますが、市場に一方的な大量の買い注文や売り注文が殺到したり、お客様の売り買いの注文に対応する取引注文が不活発になる等の市場環境の変化により流動性（換金性）が低くなることも考えられます。極端な場合には、国内店頭取引による買い取りが行われなくなる可能性もあります。

##### (4) 為替リスク

外国証券の取引では、円建のものを除き、為替レートの変動によるリスクがあります。

##### (5) カントリーリスク

外国証券は、さまざまな国の発行体によって発行されます。したがって、その国の政治・経済・社会情勢に大きな影響を受けます。

#### 5. 投資の参考情報

当社が取扱う外国証券については、外国の金融商品取引所における直近の終値又は外国金融商品市場における直近の気配その他参考となる情報を、お客様からの求めに応じて提供します。

#### 6. 税金

国内証券と同様に外国証券を国内店頭取引により売却するときには譲渡益に対して課税される場合があります。また、償還差益、利子・配当等に対しても課税されます。詳しくは当社までお問い合わせください。

#### 7. 取引報告書の確認を忘れずに

外国証券の売買取引が成立すると、当社から取引報告書が郵送されます。ここには取引された外国証券の銘柄名や売買代金等の情報が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認されるとともに、後日、取引の証拠書類となりますので大切に保管されることをお勧めします。

以上

平成27年4月1日制定

## 外国株式取引における、海外委託取引と国内店頭取引の比較

	海外委託取引	国内店頭取引
手数料及び手数料相当額について	海外委託取引において、手数料は「国内取次手数料」「現地手数料等」の両方が必要となります。	国内店頭取引においては、手数料など取引実行に必要なコストが、取引価格に含まれています。弊社が提示する取引価格は原則、現地金融商品取引所の終値(時間外取引が市場終値より一定水準乖離した場合は、その乖離率を勘案した価格とする)を基準額とし、2.5%相当額を加減した価格となっています。
約定について	海外委託取引の場合、お客様の約定日は、海外(現地)での約定を当社が確認しました日、すなわち注文日の翌営業日となります。	国内店頭取引の場合、お客様の約定日は注文日当日となります。 国内店頭取引は、銘柄・取引価格・為替および最低約定金額等を当社があらかじめ指定させて戴きます。従って、必ずしもお客様のご希望には沿えない場合がございます。
メリット	海外委託取引の手数料等コスト分については、国内店頭取引の手数料相当分と比較しまして割安になる場合がございます。	弊社指定の為替・取引価格等に対し、お客様が納得して戴ければ、ご注文日当日に取引を約定することができます。
デメリット	海外委託取引の成行注文においては、約定日がご注文日の翌営業日となる関係上、為替価格と約定価格がお客様の思惑と大きく離れたものとなる場合がございます。 指値注文においては、取引が成立(約定)しない場合がございます。	先述の通り、手数料相当分は基準額の2.5%となっており、海外委託取引における手数料と比較しまして割高になる場合がございます。

# 上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。

## 目次

### ○ 上場有価証券等書面

- 手数料など諸費用について
- 上場有価証券等のお取引にあつたてのリスクについて
- 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要
- 当社の概要

岡安証券株式会社

# 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

## 手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「株式委託手数料料率表」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

## 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、上場新株予約権証券は上場期間が短期間であり、また、上場新株予約権証券および、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限があり、期間が終了した場合、その価値を失う性質をもつ有価証券です。また、権利を行使して株式を取得するためには、所定の金額の払込みが必要となることがありますのでご留意ください。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・上場有価証券等の売出し

## 当社の概要

商 号 等	岡安証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第8号
本 店 所 在 地	〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目1番2号
加 入 協 会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 6億5千66万円  
主 な 事 業 金融商品取引業  
設 立 年 月 昭和12年9月  
連 絡 先 本店監査部 06-7637-0020 又はお取引のある支店・営業所にご連絡  
ください。

#### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

本店監査部 〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目1番2号

電話番号 06-7637-0020 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く）

#### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号: 0120-64-5005 (FINMACは公的第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く）

#### レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。

- ・上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期的な投資の目的に適合しない場合があります。

- ・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下、「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※5 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

#### その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shiijo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

## 株式委託手数料料率表

現物売買 手数料料率表	
約 定 代 金	委託手数料 料率
80万円以下の場合	約定代金の 1.26500%
80万円超え 100万円以下の場合	約定代金の 0.99000% + 2,200 円
100万円超え 200万円以下の場合	約定代金の 0.93500% + 2,750 円
200万円超え 300万円以下の場合	約定代金の 0.90200% + 3,410 円
300万円超え 500万円以下の場合	約定代金の 0.88000% + 4,070 円
500万円超え 1,000万円以下の場合	約定代金の 0.56540% + 19,800 円
1,000万円超え 3,000万円以下の場合	約定代金の 0.48730% + 27,610 円
3,000万円超え 5,000万円以下の場合	約定代金の 0.33000% + 74,800 円
5,000万円超えの場合	約定代金の 0.27500% + 102,300 円
最低手数料は 2,750 円	

## ○ 単元未満株式

単元未満株式の売買を行うにあたって、以下の計算式に基づき算出した  
売買手数料をいただきます。

$$\text{手数料} = 1 \text{ 売買単位手数料} \times \frac{\text{単元未満株数}}{1 \text{ 売買単位株数}}$$

\* 1 売買単位手数料は、上記の料率表に基づき算出した 1 売買単位に係る株式をお取引  
いただいた際の手数料です。

ただし、1 売買単位手数料が 2,750 円未満の場合は、約定代金 × 1.26500% とします。

記載されている手数料は、消費税等相当額を含めた総額表示となっております。

**外国株券（委託）取次手数料**

現物売買 手数料料率表		
約定代金	委託手数料	料率
50万円以下の場合	約定代金の 一律	8,250 円
50万円超え 100万円以下の場合	約定代金の 1.10000%	+ 2,750 円
100万円超え 300万円以下の場合	約定代金の 0.99000%	+ 3,850 円
300万円超え 500万円以下の場合	約定代金の 0.88000%	+ 7,150 円
500万円超え 1,000万円以下の場合	約定代金の 0.77000%	+ 12,650 円
1,000万円超え 3,000万円以下の場合	約定代金の 0.66000%	+ 23,650 円
3,000万円超え 5,000万円以下の場合	約定代金の 0.55000%	+ 56,650 円
5,000万円超え 1億円以下の場合	約定代金の 0.44000%	+ 111,650 円
1億円超えの場合	約定代金の 0.33000%	+ 221,650 円

※約定代金が50,000円以下の場合には、約定代金の16.500%を委託手数料とする

記載されている手数料は、消費税等相当額を含めた総額表示となっております。

# 外国株式等の 重要事項のご説明

この書面は、投資者の保護という金融商品取引法の目的を実現するため、当社が独自に作成したものです。

## 目 次

- 1. 「外国株式」の重要事項のご説明
  - 2. 「海外上場ＥＴＦ」の重要事項のご説明
  - 3. 「外国株預託証券」の重要事項のご説明
-

## 1. 「外国株式」の重要事項のご説明

○外国株式とは外国の取引所金融商品市場等において上場されている株式で、それぞれの国の通貨で取引されています。

### (1) 外国株式の取引方法

「外国取引」と「国内店頭取引」の二種類の取引方法あります。それぞれの特徴をよくご理解いただき、お客様の取引の目的等に照らして、取引ごとにどちらか一方をお選びください。

説明項目	取引方法	取引価格	約定日・受渡日	決済
取引方法とその特徴	外国取引 (委託取引)	売買注文を現地の証券会社に取次ぎ、現地の証券会社を通じて外国市場において売買を執行するため、現地手数料等諸費用と売買金額に応じて国内取次手数料をお支払いいただきます。また、最低買付金額は1銘柄30万円以上となります。	お客様の約定日は海外での約定を当社が確認した日、つまり、 <u>注文日の翌営業日</u> となります。受渡日は約定日から起算して3営業日目となります。	決済は円貨及び外貨となります。円貨決済される場合、適用為替はお客様の約定日に当社が提示する顧客適用為替レートになります。
	国内店頭取引 (仕切取引)	当社が売買の相手方となり、当社があらかじめ一定のルールにおいて算出した価格に基づいて取引を行うもので、価格には銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模、現地手数料等諸経費を考慮しております。また、最低買付金額は1銘柄30万円以上となります。	お客様の約定日は注文日当日となります。受渡日は約定日から起算して3営業日となります。	

### (2) 外国株式の主なリスク

外国株式の投資には、さまざまなりスクが伴います。主なリスクをよくご理解いただいた上で、お取引ください。

説明項目	リスクの内容
価格変動リスク	・外国株式の価格（株価）は、国内株式同様、取引市場における需給関係、発行者の経営成績の変化、あるいは、これをとりまく外部環境の変化によって変動します。これにより当初ご投資いただいた投資元本を割り込むことがあります。外部環境の変化としては、内外の政治・経済情勢、社会情勢、金融動向、市場動向など、さまざまなものが考えられます。また、値幅制限がなく一日の値動きが大幅に上下する変動率の高い市場となっているため当初の投資元本に大きな欠損が生じるおそれがあります。
信用リスク	・外国株式には発行者の信用状況の変化によるリスクがあります。信用状況の変化は発行者の経営・財務状況の変化によって、あるいは、これに対する外部評価の変化によって生じます。また、外国株式はさまざまな発行体によって発行されますので、外国の政治・経済・社会情勢などの変化に大きな影響を受けます。これらの事由によって、外国株式投資は当初の投資元本に欠損が生じるおそれがあります。
為替変動リスク	・外国株式を購入されたお客様には、売却時に為替相場が円高に振れていた場合、為替による損失が発生いたしますのでご注意ください。

説明項目	リスクの内容
カントリー リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行者が主に外国で企業活動を行っていたり、外国の取引所金融商品市場に上場していることから、その国における政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により企業業績が悪化し株価が上下して、それにより投資元本を割り込むことがあります。また、株式の売買が制限されたり市場が閉鎖されたりして取引や受渡しができなくなる場合があります。</li> <li>通貨不安が発生し、大幅な為替変動が起こったり、円貨への交換が制限されたり、できなくなる場合があります。</li> <li>外国株式の取扱いは、それぞれの国の売買制度や課税制度に準じますが、これらの制度等の変更が行われる場合があります。</li> </ul>

### (3) その他留意すべき事項

説明項目	内 容
開示	外国株式については、一部を除き、我が国の金融商品取引法に基づく開示が行われておりませんので、十分ご留意ください。
配当の増減	発行会社の業績に応じ、配当が増減したり、支払われない場合があります。
新規公開株式等	新規公開株式等については、公開後、株価が大幅に上下する場合があります。
上場取引所	銘柄によっては複数の金融商品取引所に上場している場合がありますのでご注意ください。
売買制限	当社が自主的に売買を制限している場合、ご注文を受付けられないことがあります。
権利義務関係等	お客様と当社との間で行う外国株式の取引に関する権利義務関係については「外国証券取引口座約款」をご参照ください。また、必ず当社の保護預りとなります。

## 2. 「海外上場ETF」の重要事項のご説明

- 海外上場ETF(Exchange Traded Funds)とは、その価格が指標（株価指数、商品価格、商品指数など、市場における相場その他の指標）に連動することを目的に運用されて、海外の取引所金融商品市場に上場され継続的に売買が行われ、通常の外国株式と同様に売買が可能な外国投資信託です。
- 当初から直接株券が投資信託に組み込まれ株券の買付けが不要な仕組みのため、運用コストの削減が図られ、一般的の投資信託よりも受益者が負担する信託報酬等コスト低減が期待できます。
- 我が国における課税については、一般的の外国株式型投資信託と同様です。
- 一定単位以上の受益証券とETF組入資産との交換が仕組み上可能ですが、当社は交換の取扱いをしておりません。国内店頭取引又は市場での売買（外国取引）のみの取扱いとなります。

説明項目	リスク内容
価格変動 リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外ETFは資産を、対象となる指標に連動するように有価証券、商品、デリバティブ等で運用しますので、その純資産価額は構成銘柄の株価変動の影響を強く受けます。また、受益証券が市場で売買されますので、その市場価格は市場における需給の影響等により変動します。このように、海外ETFは元本及び分配金が保証されている商品ではなく、場合によっては、投資元本を割り込む可能性があります。</li> <li>＊ 海外上場ETFは対象となる指標に高位に連動することを目指しています。しかし、市場の急変や、指数の構成銘柄の入れ替え、指数の算出方法の変更、組入銘柄の配当金や権利処理に伴う信託財産内での現金の発生、コンピュータ関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスク、等々により、純資産価額と対象株価指数の推移は必ずしも一致することが約束されておりません。</li> <li>＊ 海外上場ETFは市場で売買されるため、その取引価格は市場における需給等のさまざまな要因によって変動し、基準価額とは一致しないことがあります。</li> </ul>
信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組入資産が有価証券の場合、発行企業の倒産や財務状況の変化によって、純資産価額が下落し投資元本に欠損が生じるおそれがあります。</li> <li>・ 組入資産に特定の者との契約に係る権利が含まれる場合、契約相手の債務不履行リスクがあり、基準価額変動し、投資元本を割り込むことがあります。</li> </ul>
為替変動 リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる特定指標や、組入れられている資産が外貨建てのため、純資産価額は為替変動の影響を大きく受けます。これにより当初の投資元本に欠損が生じるおそれがあります。</li> <li>・ 売却時に為替相場が円高に振れていた場合、為替による損失が発生いたしますのでご注意ください。</li> </ul>
金利変動 リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組入資産が債券等の有価証券又は金利関係のデリバティブ等の場合、金利変動により純資産価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。</li> </ul>
カントリー リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組入有価証券の発行者が主に外国で企業活動を行っていたり、外国の取引所金融商品市場に上場していることから、それぞれの国における政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により組入有価証券の発行者の業績が悪化し株価が上下して、それにより投資元本を割り込むことがあります。</li> <li>・ 対象となる指標や組入資産の売買が制限されたり市場が閉鎖されたりして取引や受渡しができなくなる場合があります。</li> <li>・ 通貨不安が発生し、大幅な為替変動が起こったり、円貨への交換が制限されたり、できなくなる場合があります。</li> <li>・ 対象となる指標や組入資産の取扱いはそれぞれの国の売買制度や課税制度に準じますが、これらの制度等の変更が行われる場合があります。</li> </ul>
その他 留意すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外上場ETFについては、我が国の法令に基づく発行者に関する開示が行われておりません。この点、十分ご留意ください。</li> <li>・ 市場規模や取引量が少ない場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。</li> <li>・ 市場の急変時等には、対象となる指標に連動する運用が困難になる場合があります。</li> <li>・ 組入資産が株式の場合、発行会社の業績に応じ、分配金が増減したり、支払われない場合があります。</li> <li>・ 銘柄によって上場市場が異なっている場合や、同じ指標を対象にしていても運用会社が異なっている場合がありますので、ご注意ください。</li> <li>・ 当社が自主的に売買を制限している場合、ご注文を受けられることあります。</li> <li>・ 金融商品取引所等が定める上場廃止基準に該当する場合、上場廃止になることがあります。</li> <li>・ お客様と当社との間で行う海外上場ETFの取引に関する権利義務関係については「外国証券取引口座約款」をご参照ください。また、必ず当社の保護預りとなります。</li> </ul>

### 3. 「外国株預託証券」の重要事項のご説明

- 外国株預託証券は、DR(Depository Receipt)と呼ばれ、株式の発行会社が属さない国において当該株式を流通させる目的で発行される一種の代替証券です。
- 一般的に、株式を自国市場外で流通させようとする場合、原株券そのものを流通させると、証券の国内輸送、言語・習慣の違いに起因する問題が発生します。これらの問題点を解決するため、流通させようとする国に属する預託機関が発行する預託証券を外国株預託証券といい、当該証券には投資家にかわって原株券の保管から株主権の行使に至るまでを代行することなどの預託契約が表示されています。

説明項目	リスク内容
価格変動 リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国株預託証券の価格は、国内株式同様、取引市場における需給関係、発行者の経営成績の変化、あるいは、これをとりまく外部環境の変化によって変動します。これにより当初ご投資いただいた投資元本を割り込むことがあります。外部環境の変化としては、内外の政治・経済情勢、社会情勢、金融動向、市場動向など、さまざまなものが考えられます。</li></ul>
信用 リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国株預託証券には発行者の信用状況の変化によるリスクがあります。信用状況の変化は発行者の経営・財務状況の変化によって、あるいは、これに対する外部評価の変化によって生じます。また、外国株預託証券はさまざまな国の発行体によって発行されますので、その国の政治・経済・社会情勢などの変化に大きな影響を受けます。これらの事由によって、外国株預託証券投資は当初の投資元本に欠損が生じるおそれがあります。</li></ul>
為替変動 リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国株預託証券を購入されたお客様には、売却時に為替相場が円高に振れていた場合、為替による損失が発生いたしますのでご注意ください。</li></ul>
カントリー リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・発行者が主に外国で企業活動を行っていたり、外国の取引所金融商品市場等に上場していることから、それぞれの国における政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により企業業績が悪化し株価が上下して、それにより投資元本を割り込むことがあります。また、株式の売買が制限されたり市場が閉鎖されたりして取引や受渡しができなくなる場合があります。</li><li>・通貨不安が発生し、大幅な為替変動が起こったり、円貨への交換が制限されたり、できなくなる場合があります。</li><li>・外国株預託証券の取扱いは、それぞれの国の売買制度や課税制度に準じますが、これらの制度等の変更が行われる場合があります。</li></ul>
本商品に 特有の リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国株預託証券のお取引については、外国株式のお取引の際の一般的なリスク（価格変動リスク、為替変動リスク等）の他に、以下のような特有のリスク及び注意点があります。</li><li>・外国株預託証券の単位は、例えば、1DR=原株式10株というように、必ずしも原株式の1株に対応しているとは限りません。また、銘柄により対応する株数が異なります。</li><li>・外国株預託証券と原株式の交換は、お取扱いできない場合がございます。</li><li>・外国株預託証券の保有者は、原則的には原株式保有者と対等の権利を有しますが、発行国の違いがあるため、配当税制等、原株式を保有する場合と違いが生じることがあります。また、銘柄毎に預託契約の内容が異なっており、外国株預託証券の間でも違いが生じる可能性があります。</li><li>・新株引受権が株主に与えられる際、預託機関が外国株預託証券の保有者より一任されてこの処理にあたります。この場合、原則として、預託機関は権利を売却し、売却代金を当該保有者に配布するという形で処理を行いますが、処理の手続き上、失権する可能性があります。</li></ul> <p>以上のように、外国株預託証券は原株式と同一ではない点を十分ご留意ください。</p>
その他 留意すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国株預託証券については、我が国の法令に基づく発行者に関する開示が行われておりません。この点、十分ご留意ください。（ただし、国内の金融商品取引所上場銘柄については、我が国の法令に基づく開示が行われております。）</li><li>・発行会社の業績に応じ、配当金が増減したり、支払われない場合があります。</li><li>・新規公開株式等については、公開後、株価が大幅に上下する場合があります。</li><li>・銘柄によっては複数の金融商品取引所に上場している場合がありますのでご注意ください。</li><li>・当社が自主的に売買を制限している場合、ご注文を受付けられないことがあります。</li><li>・お客様と当社との間で行う外国株預託証券の取引に関する権利義務関係については「外国証券取引口座約款」をご参照ください。また、必ず当社の保護預りとなります。</li></ul>